

郡山市告示第195号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第4項第9号に該当する区域である。

平成29年 7月7日

郡山市長 品川 万里

1 形質変更時要届出区域として指定する区域

郡山市富田町

字満水田1番1、1番3、2番、3番1、7番、12番、26番、38番2、41番、77番

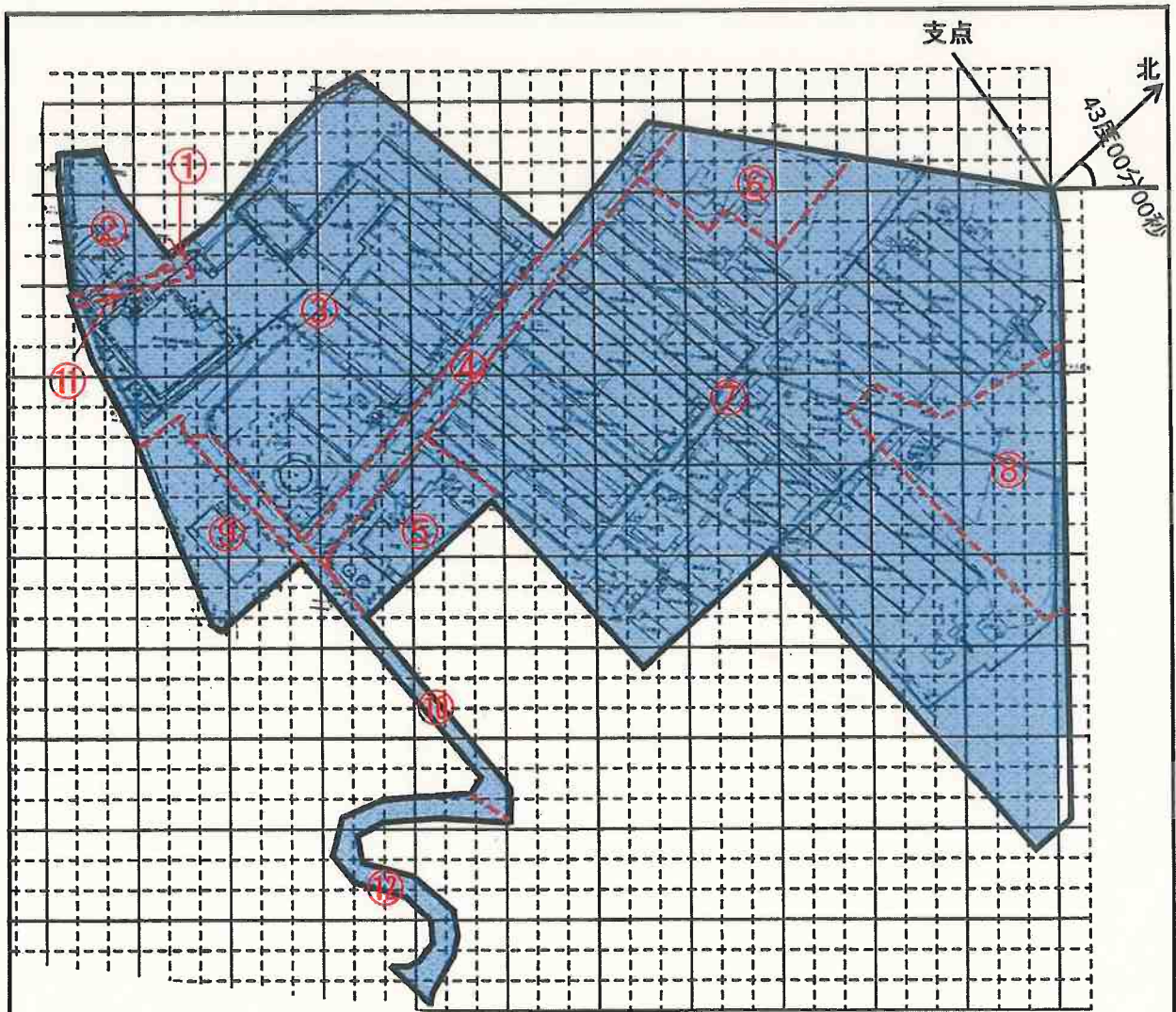
及び13番の一部

字若宮前10番

（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

（1）砒素及びその化合物



【格子の回転角度(43度00分00秒)】
 【支点】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右周りに回転させた角度を示す。

支点は、郡山市富田町字満水田13の最北端とする。

凡例

- : 30mメッシュ
- : 10mメッシュ
- : 敷地境界
- : 筆境界
- : 申請に係る土地の場所

【申請に係る土地の面積】	計 49541.55㎡
①: 郡山市富田町字満水田1-1	33.00㎡
②: 郡山市富田町字満水田1-3	1010.00㎡
③: 郡山市富田町字満水田2	11666.71㎡
④: 郡山市富田町字満水田3-1	1754.00㎡
⑤: 郡山市富田町字満水田7	1472.27㎡
⑥: 郡山市富田町字満水田12	1526.57㎡
⑦: 郡山市富田町字満水田13	24603.97㎡
⑧: 郡山市富田町字満水田26	3588.15㎡
⑨: 郡山市富田町字満水田38-2	1613.88㎡
⑩: 郡山市富田町字満水田41	1179.00㎡
⑪: 郡山市富田町字満水田77	109.00㎡
⑫: 郡山市富田町字若宮前10	985.00㎡